

高知県助産師確保対策奨学金制度のご案内



高知家の健康

高知県健康政策部医療政策課

制度の目的



県内の産婦人科医の減少及び分娩を取り扱う医療機関が減少するなかで、助産師の役割が拡大しており、県内で勤務する助産師を安定確保することが課題となっています。

そこで、高知県として必要となる助産師の確保・充実を図るために、助産師養成施設に在学していて、卒業後、県内指定医療機関で助産師として勤務する意思のある方に対して奨学金を貸し付けます。

奨学金の内容

奨学金の目的 助産師養成施設に在学する学生で、卒業後、県内指定医療機関で助産師として勤務する意思がある者に対して、授業料等の修学及び生活上の経費として貸し付ける。

奨学金の額 県内の養成施設に在学する者 月額 100,000 円
県外の養成施設に在学する者 月額 150,000 円

貸付けの期間 助産師養成施設の所定の修学期間又は助産師課程において助産に関する科目を履修する学年の期間（半年を単位とする。）

貸付けの要件

- ・助産師養成施設に在学していること。
- ・卒業後、県内指定医療機関で助産師として勤務する意思を有していること。
- ・勉学の意欲が旺盛で心身ともに健全であること。

※ただし、医療機関が修学等に係る費用を負担している場合は、原則として、奨学金の貸付け対象外となります。

*助産師養成施設に在学している

- 保健師助産師看護師法第20条第1号の文部科学大臣の指定した学校において助産師課程を履修している者、又は同条第2号の都道府県知事の指定した助産師養成施設に在学している者をいう。

*県内指定医療機関

- 県内で分娩を取り扱っている病院及び診療所

1. 貸付けの申請

募集期間中に、貸付け申請書に必要な書類を添えて、高知県健康政策部医療政策課に提出してください。

*募集人員及び募集期間、その他詳細については、年度により異なりますので、募集要項を確認してください。

(1)助産師確保対策奨学金貸付け申請書（第1号様式）

※申請書には印鑑登録証明書の印鑑を押印してください。

(2)身上調書（第2号様式）

(3)高知県内の医療機関で勤務することの誓約書（第3号様式）

(4)養成施設の在学証明書

(5)保健師助産師看護師法第20条第1号の文部科学大臣の指定した学校において助産師課程を履修している申請者は、助産師課程を履修していることを証明する書類

(6)養成施設の長（養成施設が大学の場合は、大学又は学部若しくは学科の長）の推薦書

(7)戸籍抄本（有効期限は発行から6ヶ月以内で、市区町村役場で発行されたもの）

(8)申請者を含む世帯全員分（無職の方を含む。無収入の学生（申請者以外）及び幼児等は除く。）及び連帯保証人の所得証明書または課税証明書（有効期限は発行から3ヶ月以内で、市区町村役場で発行されたもの）

※なお、場合により、追加で源泉徴収票等の添付を求める場合があります。

(9)申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書（有効期限は発行から3ヶ月以内で、市区町村役場で発行されたもの）

(10)高知県助産師確保対策奨学金の貸付けを希望する理由

（任意様式：A4横書き、1枚、余白に氏名を記入）

2. 連帯保証人について

(1)連帯保証人は、2名とも、一定の収入があり、独立した生計を営む成人であること。

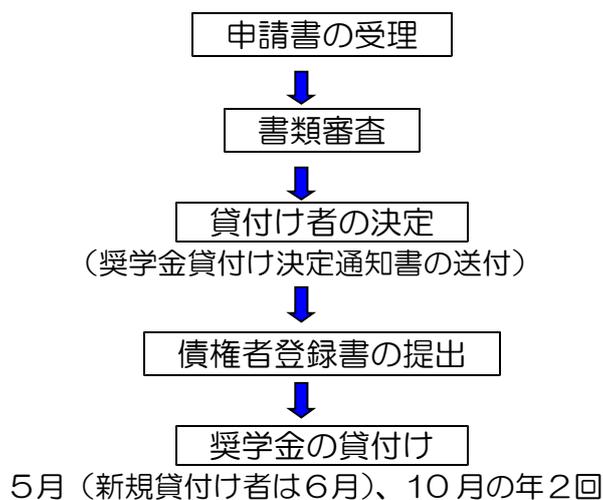
・両親を共に連帯保証人にすることはできません。

・万が一、償還となった場合に支払いが困難な者は連帯保証人にすることはできません。（例えば、生活保護受給者や無収入の方など）

(2)申請者が養成施設卒業時に75歳以下であること。

※償還となった際に申請者が支払い困難な場合、申請者と同等の支払い責任を有する連帯保証人へ請求しますので、連帯保証人となる2名の方には、その点についても必ず説明をお願いします。

3. 貸付けの決定と奨学金貸付けまでの流れ



貸付けの一時停止・取消し 

1. 貸付けの一時停止

奨学金の貸付けを受けている者が休学又は長期にわたって欠席しようとするときは、奨学金の貸付けを一時停止します。

なお、貸付けを一時停止された者が復学又は長期にわたる欠席をやめたときは、奨学金の貸付けを再開することができます。

2. 貸付けの取消し

奨学金の貸付けを受けている者が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを取り消します。

- (1) 奨学金の貸付けの要件を欠いたとき
- (2) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき
- (3) 学業の成績又は性行が不良であると認められたとき
- (4) 病気又は負傷のため養成施設の卒業の見込みがないとき
- (5) 一時停止した奨学金の貸付けの再開が認められないとき
- (6) 上記の場合のほか、奨学金の貸付けが不適當であると認められたとき

償還の免除

次のいずれかに該当するときは、奨学金の償還を免除します。

- 養成施設を卒業した日から1年以内に助産師の免許を取得した後、直ちに県内指定医療機関で助産師の業務に継続して従事した期間が、奨学金の貸付けを受けた期間の4倍（中央保健医療圏以外の地域においては3倍）に相当する期間に達したとき
- 奨学金の貸付けを受けた者が死亡、又は精神や身体の機能に著しい障害を生じ労働能力を喪失したとき

償還・猶予

1. 奨学金の償還

養成施設を卒業したとき、又は奨学金の貸付けを取り消されたときは、直ちに貸付けを受けた奨学金を償還しなければなりません（一括償還）。

ただし、特に必要があると認められたときは、奨学金の貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間に限って分割して償還することができます。なお、分割償還開始日の翌日から、年3%以内の利子が発生します。（令和4年度以降、新たに貸付ける奨学金が対象です。）

2. 償還の猶予

奨学金の貸付けを受けた者が、償還の免除となる条件を満たそうとしている期間中は償還を猶予します。





1. 異動の届出

次のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を届け出てください。

- ・ 奨学金の貸付けを受けている者が氏名又は住所を変更したとき
- ・ 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき
- ・ 在学する養成施設を他に転じたとき
- ・ 養成施設を休学、又は長期にわたって欠席しようとするとき
- ・ 連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人を変更したとき
- ・ その他、奨学金の貸付けを受けている者の身の上に異動を生じたとき

2. その他、届出が必要となる事項

- ・ 奨学金の貸付けを受けた者が、県内指定医療機関において助産師の業務に従事するときは、助産師業務従事届（第22号様式）を、当該県内指定医療機関の長の証明を添えて提出しなければなりません。
- ・ 奨学金の償還が完了するまでの間、退職等の理由によって県内指定医療機関において助産師の業務に従事しなくなったときは、直ちに助産師業務退職等届（第23号様式）を提出しなければなりません。

【お問い合わせ先】

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県健康政策部医療政策課

電話：088-823-9649

FAX：088-823-9137

メール：131301@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131301>